

矢作川コアエリアにおける都市公園の占用許可及び行為許可の条件

市は、矢作川コアエリアにおける都市公園[※]の占用許可及び行為許可について、公共が主催又は共催するイベントを除き、許可する者に対して次の条件を付すものとする。
(※千石公園、白浜公園、川端公園、モデルパークの4公園)

1. **上記の4公園は冠水のリスクがある**ため、許可を受けたイベントであっても、**イベント当日の朝6時以降に下記2から5の状況となった場合はイベントを中止し、参加者及び参加予定者の避難誘導を行うこと。**
2. 豊田市西部に大雨もしくは洪水の警報が発令した場合
3. 豊田市西部に大雨もしくは洪水の注意報が発令、かつ高橋観測所の水位計が水位0.00mに達した場合、または達することが確実な場合(※1)
4. 高橋観測所の水位計が水位0.00mに達した場合
5. 公園管理者が危険と判断し、イベント中止を指示した場合
6. 占用物は2.5時間以内(※2)に全て撤去可能なものであること(作業や重機等の手配に要する時間も2.5時間に含む)
7. **許可を受けた場合でも、下記8から9の場合は占用物を直ちに撤去し、2.5時間以内に撤去を完了すること**
8. 高橋観測所の水位計が水位0.00mに達した場合
9. 公園管理者が危険と判断し、撤去を指示した場合
10. 許可以外の占用はしないこと。申請内容に変更が生じた場合は、直ちに連絡すること。
11. 占用物には占有者名及び連絡先を明記すること。
12. 撤去時又は移設時には占有者の費用で原状回復すること。
13. 占用中の事故は、占有者の責任で対処すること。
14. **いかなる場合も占用物の撤去又は移設に要する費用は占有者が負担すること。**
15. 利用制限の告知板を開催日2週間前までに設置すること。
16. 許可を受けた者は、下記17から26までの条件が順守されるように、随時、巡視パトロールを実施すること。
17. 他の公園利用者及び近隣住民の迷惑となる行為は、行わないようにすること。
18. 許可を受けた者は、市と事前協議を行い、協議結果に基づき**交通整理員を配置**すること。
19. 許可を受けた者は、**河川利用者の河岸への通路**を確保のうえ、通行を妨げないこと。
20. 許可を受けた者は、準備や片付けにおいても、**一般来園者の通行**を妨げないこと。
21. 許可を受けた者及び参加者は、夜9時以降は**騒音**を発しないこと。

22. 許可を受けた者は、**イベントで発生したごみ**（イベント会場及び会場周辺のごみ）を全て持ち帰ること。
23. 許可を受けた者は、イベント参加者が**既存施設に損傷を与えた場合は原型復旧**すること。
24. 許可を受けた者は、**イベント準備前、イベント開催中、イベント撤収後に原型復旧した写真**をそれぞれ同じ方向から撮影し市に提出すること。
25. 許可を受けた者は、河川環境の保全に努めること。油等が河川に流出しないように、**水道（手洗い場等）では、洗剤の使用や油分が付着した食器等の洗浄を行わない等**を参加者への周知を徹底し、順守させること。
26. 許可を受けたものは責任者を定め、**イベント開催中は会場に常駐し、公園管理者と常に連絡が取れる運営体制を整える**こと。また、トラブルが生じた場合はイベント主催者の責任により、迅速にトラブル解消に向けた対応を行うこと。

許可を受けた者は、排他独占的な使用が認められたものではありません。他の利用者とゆずり合い、みんなが安全に楽しく河川区域内の公園を利用することができるようにして下さい。

※1 高橋水位情報（国交省 中部地方整備局 豊橋河川事務所 河川防災情報）



※2 東海豪雨時の水位上昇速度で高橋観測所の水位 0.00m から千石公園が冠水するまでの時間